

(別表 8-②)

1. 事業名	せんだい木材運搬サポート事業
2. 事業目的	市内の森林整備作業で発生した林地残材を含めた木材の運搬を促進し、市産材の流通や伐採後の再造林等を促進する。
3. 補助対象者	森林所有者及び森林所有者から委託を受けた者
4. 補助対象事業等	事業内容 市内の森林整備作業で発生した伐採木材の土場から県内の原木市場等への運搬 以下条件を全て満たす事業を対象とする。 ・運搬する木材が、市内の地域森林計画対象民有林における森林整備作業により発生する林地残材を含めた伐採木材であること。 ・森林法に基づく伐採及び伐採後の造林届を提出しているか、森林経営計画の認定を受けている森林整備から発生した木材であること。 ・申請年度内に、土場に集められた伐採木材を県内の原木市場又は木材加工工場へ運搬したもの。 1 施行地 [*] 単位で申請するものとする。 第8条第2項の規定については例外とする。 ※同一の事業主体が同一時期に実施する同一事業種の施行区域（原則として接続する区域）
5. 補助対象経費	土場から原木市場等までの運搬費（定額）
6. 助成の内容	運搬した伐採木材の材積1立方メートル又は重量1トン当たり1,000円とする。 ただし、その額に100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とする。 1 施行地当たり100万円を上限額とする。
7. 添付書類	(第7条第2項第5号で規定する書類等) 施行箇所の位置図、森林計画図、現況写真、事業を実施する権利を証明する資料（登記簿・委託契約書の写し等）、伐採届及び伐採後の造林届又は森林経営計画の認定書の写し (第13条第4号で規定する書類等) 施行箇所の森林計画図、実測図、伐木の運搬を確認できる資料（納品書等）、集積・搬出状況・搬出後写真等
8. 備考	令和8年4月（経済局長決裁）